

令和5年第1回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第1号)

招 集 年 月 日	令和5年1月26日			
招 集 の 場 所	本庁 大集会室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年1月26日 14時00分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和5年1月26日 14時30分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 3 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △Ⓞ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	宮本 千春	△	
	2	河野 幸枝	△	
	3	笠井 清孝	○	
	4	栗栖 芳秋	○	
	5	佐藤 潤	○	
	6	富永 富幸	○	
	7	沖 貴雄	△	
	8	武本 宮紀	○	
	9	小笠原 敏子	○	
	10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	5 番	佐藤 潤		
	6 番	富永 富幸		

議長	<p>総会を開会させていただきます。 本日の出席委員は7名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和5年第1回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14:00)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に5番委員と6番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第1号から議案7号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第1号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字川手字田中原、地番が999番1、1001番、地目が田、面積が合計で768㎡です。申請理由は譲受人は現在養魚用の池として利用しているため。譲渡人は不動産を整理するため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて6番委員より説明をお願いします。</p>
6番委員	<p>議案書1ページから3ページをご覧ください。譲受人の[REDACTED]さんからの転用事案です。1月13日に行政書士の[REDACTED]さんと電話で確認した結果についてご報告申し上げます。申請地は191号線の川手地区で、国道から約100mくらい山手に入ったところの[REDACTED]工務店で、作業場のすぐそばにあります。現在池として利用されております。周辺の農地に影響はありませんので許可妥当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。なお、この案件は始末書が提出されております。よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号について、審議に入ります。議案第1号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>いとかいろいろと基準が厳しくあるんですけど、今回の場合だと農地ではなく池として転用された後の所有権移転なので農業委員会としてそこについて指摘する部分はありません。</p> <p>一旦休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し議題に戻ります。 その他質問はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 2 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 2 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第 3 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は広■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さんです。申請地は大字小坂字城根、地番が 1311 番、1326 番 1、1327 番 1、1328 番 2、1329 番 1、1332 番 1、地目が田、面積が合計 1,969 m²です。申請理由は地目変更のため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の 7 ページ、図面は 8、9 ページ、および資料 1 ページをご覧ください。本議案は、小坂地区の■■■■■■■■■■さんによります非農地証明申請です。申請地は、役場本庁から北へ約 19km 進んだ場所に位置しております小坂地域です。</p> <p>議案第 2 号の関連事案となっており、地目変更後、■■■■■■■■■■さんへ名義変更予定です。現地の状況としましては担当委員の 6 番委員と事務局とで 1 月 13 日に現地確認を行いました。資料 1 の 2 ページ、3 ページのとおり雪が解けておらず確認できませんでした。資料の 4 ページ、5 ページが申請の際につけていただいた写真ですが、荒れている状況ではあると思いますので雪が解けてから再度現地確認を行いたいと思いますので、継続審議とさせていただければと思います。申請者の代理人である■■■■■■■■■■行政書士へは申請地は雪が多い地域のため、決定は春ごろになるかもしれないと連絡済みです。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、議案第3号について、審議に入ります。</p> <p>事務局から説明がありましたように現地確認が不可能なため、これは所有者へも現地確認が春以降になることも了承済みであります。</p> <p>ということでこの議案第3号について継続審議としたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第3号について継続審議とします。</p> <p>次に議案第4号から7号について関連事案ですのであわせて事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲受人はそれぞれ[redacted]株式会社となっており、4号の譲渡人の住所は[redacted]、お名前が[redacted]さんです。5号の譲渡人の住所は[redacted]、お名前が[redacted]さんです。6号の譲渡人の住所は[redacted]、お名前が[redacted]さんです。7号の譲渡人の住所は[redacted]2、お名前が[redacted]さんです。こちら7号については3年前の一時転用許可の時には[redacted]さんの所有物となっておりましたが、すでに3条申請を済まされており、所有者は[redacted]さんへ変更済みとなっております。</p> <p>一時転用の許可の内容についてですが、工期が令和2年2月18日～令和5年2月17日までとなっておりますが、今回の履行延期承認申請で令和5年10月31日まで延期させてほしいと申請が出ております。</p> <p>申請地は4号は大字下筒賀字西高下2073番1、2074番1、2074番2、2075番1、2078番1、地目が田、面積が合計で2,345㎡です。5号は大字下筒賀字北高下、地番が1928番1、地目が田、面積が352㎡、6号は大字下筒賀字北高下、地番が1924番1、1925番、地目が田、面積が合計で2,782㎡、7号は大字下筒賀字西高下、地番が2076番1、地目が田、面積が1,061㎡となっております。</p> <p>申請理由は砂利採取業務は完了し農地への復旧業務を行っておりますが、公共工事の減少による埋戻し材の不足や、復旧作業に係る人材不足等で工程遅延が発生したため。となっております。</p> <p>資料2、7ページをご覧ください。こちらが先月中旬の写真となっております。すでに一部は水路及び畦畔が作られている状況です。履行延期承認申請によって完了予定を10月31日まで延期し、農地への復旧をしていただきます。工事がスムーズにいけば夏ごろには終わるかもしれないとのことでしたが、余裕を見て10月31日までとさせていただいております。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第4号から7号について、審議に入ります。議案第4号から7号について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 4 号から 7 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 4 号から 7 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 3 点させていただきます。</p> <p>1 点目は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書が 2 件出ております。資料 3、8 ページをご覧ください。1 件目は■■■■の■■■さん、2 件目は■■■■の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>2 点目は農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について情報提供です。資料 4、12 ページをご確認ください。令和 5 年 4 月 1 日から農地取得の際の条件になる下限面積要件がなくなります。よって 4 月からは小規模からでも農地を取得することができるようになります。そして、空き家バンクに付随する農地について別段面積を定めておりますが、そちらも廃止しますので 3 月の総会にて議案に挙げる予定です。周知方法として安芸太田町広報へ掲載をする予定です。</p> <p>3 点目は不動産に関するルール改正についてです。資料 5、14 ページからが研修の際に配布された資料です。16 ページをご覧ください。農地の関係で問い合わせが多いのが、相続登記の申請の義務化についてです。令和 6 年 4 月 1 日から開始されます。相続登記がされず何代か前の名前のままの土地がありますが、正当な理由がないのに登記をしなかった場合は 10 万円以下の罰金となりますのでご注意ください。今月の安芸太田町広報にも掲載はしておりますが、相続されていない土地をお持ちの方から相談を受けた際には相続登記が義務化されることをお伝えいただけたらと思います。</p> <p>また、相続土地国庫帰属制度が令和 5 年 4 月 27 日から新しく開始されます。こちらは相続をした土地がいない場合、国へ渡すというものです。今までは相続放棄をして土地以外の物も含めて放棄をするしかなかったですが、この制度は土地のみを手放すことができるものです。しかし、条件があったり負担金として 10 年分の土地管理相当額、一筆 20 万円を支払う必要があります。なのでこちらの制度を利用するにはかなりハードルが高いと思われませんが、制度について知っておいていただけたらと思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。 これを持ちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和5年第1回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14:30)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>5 番委員</p> <p>6 番委員</p>
----	--